

認知症医療部会の設置について(案)

設置理由

- 平成24年6月18日に厚生労働省より「今後の認知症施策の方向性について」が発表され、厚生労働省の認知症施策に関する新たな考え方が示されるとともに、認知症疾患医療センターの「新たな類型」(身近型認知症疾患医療センター)の概要が判明した。
近々厚生労働省から示される予定の保健医療計画策定に係る認知症に係る指針は、身近型認知症疾患医療センターが盛り込まれたものとなる予定である。

身近型認知症疾患医療センターを実効性のあるものにするためには、既存の地域型認知症疾患医療センターとの関係を整理し、その位置付け・役割・指定スケジュール等について検討する必要がある。その検討に当たっては、広く関係者の意見を聴いて合意を得ることが重要である。

そのため、認知症対策推進会議の元に認知症医療部会を設置する。

部会の概要

- 位置付け 「東京都認知症対策推進会議」の専門部会「認知症医療部会」として設置
- 委員構成 別途、推進会議議長が指名する推進会議の委員及び専門委員(学識経験者、医療・介護関係者、家族関係者、行政関係者により構成(約15名))
- 検討事項
 - ・認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の整備(身近型認知症疾患医療センターの検討を含む)
 - ・保健医療計画(精神疾患の認知症医療部分)の策定に係る検討(厚生労働省の保健医療計画策定指針、「今後の認知症施策の方向性について」を踏まえて、東京都の保健医療計画の内容について検討)
- 開催回数 平成24年度内で3回程度(初回は平成24年9月初旬を予定)